

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和2年12月4日(金曜日)
午前9時28分～午後1時39分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉山武志 委員長 田原義寛 副委員長
荒山光広 委員 三好睦子 委員
秋枝秀稔 委員 藤井敏通 委員
岡村隆 委員 石井和幸 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
竹岡昌治 議長
- 6 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長
篠田真理 議会事務局企画員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 中本喜弘 教育長
杉原功一 市民福祉部長 西田良平 建設農林部長
末岡竜夫 教育次長 八木下理香子 教育委員会事務局長
山本幸宏 市民福祉部次長 古屋敦子 生活環境課長
安永一男 健康増進課長 井上辰巳 地域福祉課長
古屋壮之 高齢福祉課長 中村壽志 農林課長
河村充展 教育総務課長 斉藤正憲 生涯学習スポーツ推進課長
池田正義 文化財保護課長 中嶋英樹 建設課主幹
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時28分開会

○委員長（杉山武志君） ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案29件を審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告事項等ございますでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 特にありません。

○委員長（杉山武志君） なお、委員の皆さんには、会議規則に規定されておりますけど、発言は明確にお願いいたします。また——簡明にお願いいたします。また、議題ほかの——議題外の発言にならないよう併せてお願いいたします。

もしございましたら、その他の項目にて発言していただきますよう、よろしくお願いいたします。

初めに、議案第108号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） それでは、議案第108号美祢市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

平成30年度税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除が一律10万円引き下げられた代わりに、基礎控除が一律10万円引き上げられることに伴い、所得情報を用いている国民健康保険制度において、被保険者の所得等への影響や不利益が及ばないように、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、低所得世帯に対する保険税の負担を軽減するため、世帯主並びに世帯に属する被保険者の総所得金額等が一定額以下の場合に、保険税のうち、応益割である均等割額及び世帯別平等割額に係る部分について、その額の7割、5割、または2割を軽減する措置が講じられているところですが、平成30年度税制改正後においては、一定の給与所得者と公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯については、保険税軽減措置に該当しなくなる場合があることから、その影響を遮断するため保険税軽減判定基準の見直しを行い、見直し前と同様の水準で軽減判定が行えるよう改めるものであります。

軽減割合の判定につきましては、給与収入や年金収入から給与所得控除額、及び公的年金等控除額を控除した基礎控除額を控除する前の総所得金額等が用いられていることから、1つ目の見直しとして、軽減判定所得の算定時において、住民税の

基礎控除額を援用している基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げることにより、給与所得控除等の引下げによる所得への影響や不利益を遮断し、見直し前と同様の水準で軽減判定が行えるよう改めるものであります。

ただし、給与所得控除及び公的年金等控除が適用される者が2人以上いる世帯の場合、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるだけでは、給与所得控除等の引下げによる所得の増加額が2人の場合は20万円、3人の場合は30万円などとなり、基礎控除引上げ分10万円を上回るため軽減対象から外れたり、軽減割合が縮小する世帯が生じる可能性があります。

そこで、2つ目の見直しとして、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることにより、給与所得控除等の引下げによる所得への影響や不利益を遮断し、見直し前と同様の水準で軽減判定が行えるよう改めるものであります。

また、保険税軽減措置においては、公的年金等に係る所得を有する者のうち、65歳以上である者の総所得金額については、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した金額から、さらに15万円を控除した金額によるものとする特別控除が適用されております。

そこで、3つ目の見直しとして、65歳以上の公的年金等に係る所得を有する者の収入金額について、特別控除後においては、軽減判定基準の見直しに併せて、110万円を125万円に読み替えるよう規定を整備することにより、公的年金等控除の引下げによる所得への影響や不利益を遮断し、見直し前と同様の水準で軽減判定が行えるよう改めるものであります。

これらの改正につきましては、令和3年度の国民健康保険税から適用されることとなっております。

なお、この条例は、令和3年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 今いろいろ説明されましたが、結局、これはあれですか、地方税のというか、国の準則に従って改正されるわけですか、どうですか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） このたびの改正は、平成30年度の税制改正によりまして、給与所得控除及び年金所得控除を10万円引き下げる代わりに、基礎控除を10万円引き上げるといふ個人所得課税の見直しがございました。それに併せて、国保税においても、被保険者に不利益とならないよう改正するものであります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第108号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第109号美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、平成30年度に介護保険制度の改正により、居宅介護支援事業所については、主任介護支援専門員を管理者として配置することが規定されておりました、その人員配置要件に関する経過措置期間として、令和3年3月31日までとされてきたところでございます。

しかしながら、全国的にも介護分野における人材不足が深刻化してきたことから、国におきましては管理者要件の経過措置期間が見直され、令和9年3月31日まで延長されること、また、人材確保に関し、やむを得ない理由がある場合の特例措置が設けられたことによりまして、本条例に関し、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行することとし、第5条第2項の改正規定については、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡村委員。

○委員（岡村 隆君） ちょっとまず、内容をちょっと簡単に説明しますと、ここにあります主任介護支援専門員というのは、言葉のとおりなんですけど、介護支援専門員のちょっと上の資格といいますか、そういった感じでございます。

そして、介護支援専門員について簡単に説明しますと、介護保険制度を既に使われている方は御存じだと思いますけど、介護が必要な方が自宅にて生活を送る際に、その制度の説明や調整をするものとなっております。

その一般の介護支援専門員がある条件を満たせば主任介護支援専門員となれるわけなんですけど、一番問題になるのは、5年以上の専任の介護支援専門員としての実務経験が要するというのであろうと思います。

かなり、そういった意味で、日常のケアマネジャーとしての業務をしながら主任介護支援専門の取得というのは、大変負担があろうとは思いますが、これは国の制度ですので、ここは置いておきます。

それで、そこですけど、最近よく耳にします地域包括ケアシステムというのがございます。その中でも、ケアマネジャーは大変重要な職種であると思っております。

この12月2日に、山口県の合格者の発表が97名と出ておりました。この3年で大体約平均100人と、それまでに比べて大方3分の1近く合格者が減っております。

美祢市において、これからまだ高齢者が増加すると思われませんが、その介護支援専門員の確保ですね。恐らく今、事業所のほうもちょっと減ってきてるんじゃないかと思っておりますが、今からこうして合格者も減る中、人口も減る中において、介護支援専門員の確保についてどのようにお考えかというのを、ちょっとまず質問いたします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 岡村委員の御質問にお答えしたいと思います。

12月1日現在、美祢市内に居宅介護支援事業所11か所、市内で事業展開を行われ

ております。

しかしながら、そのうちの——その11か所のうちの1事業所については休止の状態にありまして、実質10の事業所が展開されております。

岡村委員申されるように、介護支援専門員、俗にケアマネジャーと呼ぶものでございますけれども、この人材の確保につきましては、それぞれ御苦労されていることとお聞きしておりますし、身近に感じる問題だと認識しております。

一応、高齢福祉課といたしましては、現在、第8期の介護保険事業計画策定の作業に入っておりますけれども、現在、市の制度としては、介護福祉士の取得に係る支援施策を打っておりますけれども、令和3年度以降、その職種の幅を拡充、ケアマネジャーだったり、主任ケアマネジャーの資格取得支援に係る施策を展開できるように、今検討しておる段階です。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 岡村委員。

○委員（岡村 隆君） ありがとうございます。いろいろと御検討されているということで安心いたしました。

やっぱり、どうしても介護支援専門員の方は、休日とか夜間とかでも連絡がなくて対応したりと、何かと大変な職種であろうと思いますし、今申しましたように、ちょっと受験者のほうが減っておりますので、そうした対応を、これからの美祢市の高齢者の方が安心して生活できるような環境になるように、いろいろとまた考えていただけたらと思います。ありがとうございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

この介護——主任——主任介護——主任ケアマネがいるのと——主任介護支援専門員がいるのといないのと——いらっしゃるのと——その施設にいらっしゃるのと——いらっしゃらないので、介護報酬はどのように変わるのかお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、一応今ここで、この条例で定めるもの、また国のほうで定めるものにつきましては、居宅介護支援事業所を運営する上で必要とされる人員の配置というところで、この主任介護支援専門員の配置が義務づけられております。

ただ、その人材の確保が難しいという段階で、この経過措置が設けられておるところでございますけれども、あくまで居宅介護支援事業所を運営する上で、この主任介護支援専門員が必要だということを御認識いただければと思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 分かりました。

施設については、別に報酬に変わりはない——介護報酬受け取る——報酬ですか、支払われる報酬は関係ないということなんでしょうか。（発言する者あり）

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第109号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号美祢市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋建設課主幹。

○建設課主幹（中嶋英樹君） それでは、議案第111号美祢市営住宅条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、美祢市営住宅長寿命化計画に基づき、中村団地、上領第2団地、上随徳団地の住宅を解体するため、美祢市営住宅条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、次ページの美祢市営住宅条例新旧対照表を御覧ください。

各団地の住宅の解体戸数は、中村団地1戸、上領第2団地7戸、上随徳団地1戸となります。これに伴いまして、各団地の戸数を中村団地は2戸から1戸に、上領第2団地は7戸全てを、また上随徳団地は18戸から17戸に改正します。

上領第2団地においては管理戸数がゼロになるため、上領第2団地を廃止するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） 保証人についてお尋ねしていいですか。関連質問です。

○委員長（杉山武志君） 保証人は——今回は住宅をなくすっていうことですから、その他にお願いできますか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第111号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号から議案第135号までの21件は関連がありますので、会議規則第88号の規定に基づき、一括議題といたします。執行部より説明を求めます。斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） 議案第113号から議案第131号までと、議案第134号と議案第135号までの合わせて21件につきまして、施設使用料の改正に関する議案であり、該当施設の多くが教育委員会所管施設となっておりますので、私のほうから一括して御説明します。

議案書は113号、1ページからとなります。

施設使用料につきましては、平成24年4月に策定した使用料・手数料見直しに関する基本方針に定めています、受益と負担の公平性の確保、算定方法の明確化、減

免規定の適正化、定期的な見直しの実施、この4つの基本的考えの下に、市全体で見直しを行っております。

基本的考えのうち、4つ目の定期的な見直しについては、おおむね4年ごとに行うこととしており、前回の改定を平成29年4月に行っていますので、このたび、令和3年4月からの使用料の改定を行うため、関係条例の一部改正を行うものです。

いずれの施設におきましても、基本方針に定める算定方法により使用料の見直しを行っており、個々の施設における改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

なお、これらの条例の施行日は周知期間を設け、令和3年4月1日としています。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。各議案に対する質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今、説明がございました。その施設に利用料の見直しの基本要件っていうか、平成24年に制定されたってありましたですけど、それは参考資料として、今出していただけませんか。

というのが、今回は——要は、その基準に沿って、3番目か4番目に定期的に見直しをするっていうことなんで、やるということですけども、まず、その基本的な考え方がどういうっていうか、これが一番大事だと思いますんで、それがちょっともしあれば、送っていただければ助かるんですけども。

それと、一応そういう基準に基づいて、今回見直されたと思うんです。本来ならば、その根拠っていうか、計算根拠か何かあるかとは思いますが、それは多分、そちらのほうでそれなりの基準というか考えでやられてると思うんで、そこはいいんですけど。

すみませんが、施設の利用についての基本的な見直しをする考え方という、そこをちょっと知りたいなと思っておりますんで、そこを——24年の何かがあれば、ちょっと参考までに見せていただきたいと思っております。

○委員長（杉山武志君） ここで、10時10分まで休憩いたします。

午前9時54分休憩

午前10時07分再開

○委員長（杉山武志君） それでは、休憩前に引き続き、質疑を続けます。

執行部より説明をお願いいたしますが、どなたが……。斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） それでは、先ほどの資料につきまして、ただいま事務局のほうから送信いたしましたので、そちらを御覧いただきますようお願いいたします。

ただいま送信しました使用料・手数料見直しに関する基本方針の3ページから5ページをお開きください。

こちらのほうに従いまして使用料を計算しておりますので、御確認をしていただき、順次御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ただいま配信されました3ページ下段から4ページ上段が計算方式になると思いますが、藤井委員よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） どうもありがとうございます。

すみません。何か私は、こういう基本方針の——ここでいうところの1ページ目、2ページ目、3ページ目っていうのが、何かもう1枚か2枚の紙であるかなと思ってたもんですから、それをぜひ知らせていただければという軽い気持ちで言ったつもりだったんですけども、えらく時間を取ってしまって申し訳ありませんでした。

やはり、改定するに当たっても、どういう考え方でという、あるいはどういう根拠で、どういう計算方式でっていうのが大事だと思いますんで、そういう意味で、こういうのに基づいてやられてるということで、非常に安心をいたしました。どうもありがとうございました。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、根拠ということでしたけれど、今回値上げになったその——ちょっと掘り下げて、今、掘り下げ過ぎじゃったかなと思うんですけど——根拠、その理由についてお尋ねします。

これって、消費税の10%が絡んでるのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

基本方針に——こちらの先ほどお送りしました資料のところにも書いてあるとおりになるんですが、社会経済状況の変化や利用する人と利用しない人との均衡を考慮し、施設の管理運営などに要する経費を明らかにした上で、明確な積算根拠に基づき、負担の公平性を確保して計算をしております。

消費税もさることながら、その根拠に基づいて計算をしているということで御理解をいただけたらと思っております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ほかのこともいろいろ勘案してということですね。よろしいですか。そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、各議案に対する討論を行います。御意見はございますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 社会的情勢をとということなんですが、当然、消費税10%になったのが影響してると思います。

また、税の公平とか言われますけど、これは利用する人としらない人とのことであるということですが、これは人と人を分断する、あの人は利用しないから、この人は利用してるからあれ、とかいうんじゃないで、長い一生の間の中で、1人の人が利用したりしなかったりするのはあると思うので、人間——人と人を分断するようなことはいけないし、また生涯——生涯学習で生涯スポーツとか、美祢市が言ってる1生涯・1奉仕・1学習とあるように、スポーツ、また学習するのは、こういった市の施設を利用することがあります。

十分そのことで、市民が利用して生涯やっていくので、利用する——僅かではありますが、やはり利用しやすいように値上げはするべきではないと思いますので、この値上げされた議案に対して反対をいたします。

○委員長（杉山武志君） ここで、ちょっと暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時15分再開

○委員長（杉山武志君） ただいま差別という発言がございましたが、受益者負担という基本方針の下に料金等が課せられておりますので、三好委員は反対の内容を一

部変更していただけませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 申し訳ありません。差別という言葉を使うべきではありませんでした。申し訳ありません。

要するに、生涯スポーツ・生涯学習で利用するには、やはり利用しやすい価格が必要と思いますし、今回の値上げは、消費税も上がっておりますし——に鑑みてということ——消費税鑑みてでしたっけ、消費税10%も影響してるような答弁でしたよね。それで、この値上げに対して反対いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、初めに、議案第113号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛

成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号美祢市立学校施設使用条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の——（発言する者あり）

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時27分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

議案第123号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第128号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第129号美祢市保育所施設使用条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号美祢市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第134号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第135号美祢市都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 議案第99号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,387万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億8,480万円とするものでございます。

初めに、歳出について御説明をいたします。

12、13ページを御覧ください。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄001一般職員人件費において、職員給与費を140万8,000円追加するものでございます。

これは、人事院勧告に基づく職員の給与改定及び人事異動等に伴うものについて、

人件費の会計間の調整を行うものであります。

その下ですが、同じく、説明欄003一般管理経費において、業務委託料を161万7,000円減額するものでございます。

これは、個人番号カードの保険証利用によるオンライン資格確認システムの導入等に係る電算システム改修業務委託料の減額によるものであります。

続きまして、2款保険給付費・1項療養諸費・1目、説明欄001ともに一般被保険者療養給付費において、療養給付費を1,819万3,000円追加するものでございます。

これは、令和2年度4月から10月までの給付実績及び過去の実績に基づいた11月以降の給付見込額からの推計結果による今後の給付額の増額に備えるものであります。

なお、特定財源につきましては、県支出金1,819万3,000円の追加となっております。

その下ですが、同じく、2項高額療養費・1目、説明欄001ともに一般被保険者高額療養費において、高額療養費を1,055万1,000円追加するものでございます。

これは、療養給付費と同様に、推計結果による今後の給付額の増額に備えるものであります。

なお、特定財源につきましては、県支出金1,055万1,000円の追加となっております。

14、15ページを御覧ください。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金・1項医療費納付金分・1目一般被保険者医療給付費分において339万7,000円を財源更正するものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対して、減免相当額を補填するための国・県補助金の追加に伴うものであります。

続きまして、6款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・10目、説明欄001ともに特定健康診査等負担金償還金において、過年度国県補助金等精算返還金を136万円追加するものでございます。

これは、令和元年度分特定健康診査及び保健指導に係る補助金の確定に伴う精算の結果、県に対して超過交付分を返還するものであります。

続きまして、7款・1項・1目ともに予備費において3,397万7,000円を追加する

ものでございます。

これは、さきの9月定例議会において認定をいただきました令和元年度決算額の確定による前年度繰越金のうち、このたびの補正による経費を差し引いた残額を今後の保険給付の増加等に備えるために追加するものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。8ページ、9ページにお戻りください。

3款国庫支出金・1項国庫補助金・6目災害臨時特例補助金、説明欄災害等臨時特例補助金を198万7,000円追加するものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症に関連する国民健康保険税の減免に対して、減免相当額を補助率10分の6で補填するものであり、歳出において御説明いたしました国民健康保険事業費納付金の財源更正に対応するものでございます。

続きまして、4款県支出金・1項県補助金・1目保険給付費等交付金、説明欄特別調整交付金分（市町村分）を141万円追加するものでございます。

これも、新型コロナウイルス感染症に関連する国民健康保険税の減免相当額に係る国庫補助の補填不足分を補うものであり、歳出における国民健康保険事業費納付金の財源更正に対応するものでございます。

続きまして、6款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金において、合計314万4,000円を追加するものでございます。

このうち、説明欄財政安定化支援事業繰入金、及びその他一般会計繰入金につきましては、いずれも事業費の確定に伴い追加するものであります。

また、説明欄職員給与費等繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました一般職員人件費の追加と、電算システム改修に係る業務委託料の減額との差引きにより減額するものであります。

なお、これら繰入金は、一般会計の国民健康保険事業特別会計繰出金に対応するものでございます。

続きまして、同じく、2項基金繰入金・1目、説明欄ともに国民健康保険基金繰入金において600万円を減額するものでございます。

これは、令和元年度決算の認定に伴い、国保基金からの繰入れを減額するものでございます。

次のページを御覧ください。

続きまして、7款・1項・1目ともに繰越金、説明欄前年度繰越金を3,458万

7,000円追加するものでございます。

これは、さきの9月定例議会において認定をいただきました令和元年度決算額の確定により、前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

今の説明の中で、コロナ感染症による減免と言われましたが、手続はどうなんでしょうか。

この手続——納付期限内——納付が来る前に手続をしておかないといけないと思うんですが、手続の仕方が分からなくてそのままっていうこともあると思いますが、どうなんでしょうか。

それと——一問一答でいいですね。また、次に質問します。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの三好委員の質問にお答えいたします。

申請——コロナに関する減免の手続につきましては、減免申請書を市民課の窓口のほうに提出いただいて、その申請——減——所得が減額したということを証明する書類等を添付して申請書を提出していただいた上で、その内容を審査し、減免額を決定して、決定通知をお送りして減免するという手続となります。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 分かりました。

申請書は市民課にあると。当然書類も皆そろってることと思いますが、支所でもやれますよね。支所——総合支所でもいいですか。

それと、納付書を送ってくるまでに手続しておかないと駄目じゃないんですか。それは何日前でしょうか。

○委員長（杉山武志君） 回答できますか。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの御質問にお答えいたします。

被保険者の方におかれましては、前年と比べて所得がこのぐらい下がったということが判明するのが遅れたりして、納付書発送後に申請書を出される場合もありますが、それは——そうした場合は、申請書を出されて減免決定をして——さきに納

められた分につきましては、その差額を後から還付するという事で減免ということになります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） だから、手続の一式はあるということですね。所得の減免の証明とか、それはちゃんと書類がそろえてあるということなんですよ。支所でもオッケーということですね。

それと、国からの支援がないって言われればそれまでですが、美祢市はウシカの被害が大きかったんですが、国保の中の減免の規定の中にも、災害とか特別な事情がある場合とかいうのがあるとは思いますが、ウシカ被害については、こういった減免があるのかないのかお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 最初の、総合支所でもということにつきましては、総合支所のほうでも減免の申請は受け付けております。

それと、今年のお米のウシカの被害につきましては、今、国のほうは新型コロナウイルス感染症については、減免した分は国のほうで減免相当額を補填するという事になっておりますが、ウシカ被害については、今のところ、そういうことは国のほうではなっておりません。

ただ、収入が大きく――農業収入が――農業だけに頼って生活をされておる方については、前年と比べて所得が大きく――収入が大きく下がったという場合には、やはり減免申請を出していただいて、内容を審査させていただいて減免するという、通常の減免という流れになろうかと思っております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ここで一旦、暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時52分再開

○委員長（杉山武志君） それでは、休憩前に引き続き、審議を継続いたします。杉原市民福祉部長。

○市民福祉部長（杉原功一君） それでは、三好委員の御質問にお答えいたします。

まず第一に、コロナに対する減免につきましてということでございますが、就業等の関係によります減免ということ——失礼いたしました。就業等の減免にという形になりまして、次に言われましたウンカにつきましては、基本的には、その年の収入が減れば、次の年の国保税等に影響があるものとなります。

また、そのほかに、その年度内におきまして、特別な災害等を受けられた場合、例えば今言われましたよう——火事等の例があった場合でございますが、それと急激な収入が下がった場合につきましては、その状況におきまして、減免をする制度もでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第99号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認め、よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時5分まで休憩といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第101号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第101号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧いただければと思います。

このたびの補正につきましては、人事院勧告に準ずる給与改定措置、また人事異動に伴う人件費の調整、また令和3年度実施予定の介護報酬改定等による電算システム改修経費の追加、並びに国庫補助金の新設等に伴う財源更正に伴い、既定予算の歳入歳出を歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,296万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,680万円とするものでございます。

それでは、まず歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページを御覧いただければと思います。

歳出につきまして、まず、1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費でございます。説明欄001一般職員人件費といたしまして、ここでは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員給与費の改定に伴い、88万3,000円を減額しております。

次に、説明欄002一般管理業務といたしまして、電算システム変更委託料として766万1,000円を追加しております。

これは、国におきまして、3年ごとに介護報酬等の改定を行われますけれども、令和3年度にこの介護報酬等の改定が予定されております。

現時点で予定されております内容といたしましては、介護報酬の改定、また、制度的には、要介護認定期間の延長等、まだ確定ではございませんけれども、その準備としてシステム改修経費をこのたび計上するものでございます。

次に、14ページを御覧いただければと思います。

3款地域支援事業費・3項包括的支援事業・任意事業費・2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、本年8月の人事異動に伴い職員1名増となっております。その影響といたしまして、487万6,000円を追加するものでございます。

続いて、歳入ですけれども、8ページ、9ページにお戻りいただければと思います。

まず、3款国庫支出金・2項国庫補助金・3目地域支援事業交付金では、地域支援事業費において、人事異動に伴う職員人件費の増に伴い国庫負担金187万7,000円を追加。

4目保険者機能強化推進交付金では、国からの交付決定に伴い139万6,000円を減額。

6目介護保険事業費補助金では、総務費において、システム改修経費の追加に伴

う国庫補助金として、その財源としまして170万円を追加。

7目介護保険災害等臨時特例補助金、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により第1号保険料を減免した際、その60%相当額を国による財政支援が創設されたもので、本市でも減免措置を行っており、その国庫補助金相当額として5万円を追加するとともに、8目介護保険保険者努力支援交付金、これは、本年度新たに創設された交付金といたしまして374万9,000円を追加しております。

次に、5款県支出金、及び7款繰入金につきましては、国庫補助金のうち、地域支援事業交付金と同様に職員人件費増加に伴う県・市負担分相当額、なお、職員給与費等繰入金につきましては、システム改修経費に対し、国庫補助金170万円との差額分を含めた額をそれぞれ追加しております。

なお、歳出のうち、保険給付費等においては、国庫補助金等の新設に伴い、各項目において財源更正を行うとともに、予備費においてその調整を行っておるところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 3点お尋ねいたします。

1点目は、まず、介護保険災害——8ページなんですけれど、介護保険災害等臨時特例補助金とは何か、この申請の仕方はどうするのか。

それと、2番目ですが、8ページなんですけれど、保険者機能強化推進交付金の内容、これは139万6,000円マイナスになっておりますが、その理由ですね。

それと、8ページ——同じく8ページなんですけれど、介護保険努力支援金——努力支援金で介護保険の場合、どんな努力が課せられているのか。今回の374万9,000円の交付金があるんですけれど、今回の成果の内容について、この3点についてお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。3点あったと思います。

まず、1点目の介護保険災害等臨時特例補助金、いわゆる新型コロナウイルス感染症に伴い、前年度との——前年との収入に大きな減収を見たときに、介護保険の

第1号保険料を減免した際には、国からの財政支援として、その減免額の60%相当額が財政支援なされるものであります。

基本的に、減免措置も行っておりますけれども、市民の皆さん——被保険者の皆様の流れとしましては、まず医療保険のほうからその申請手続きに入られるケースが多くあります。美祢市でいえば、窓口としては国民健康保険、また——のほうから——のほうに、まず手続をされ、そこで、介護保険該当の方については、介護保険のほうの窓口に戻っていただくように対応をしております。基本的には、申請書等を窓口を設置しておりますので、本庁なり総合支所内で対応を行っておるところでございます。

それと、2点目、保険者機能強化推進交付金の減収、それと介護保険保険者努力支援交付金、この件については、これは今年度でのワンセットの流れになっておりますけれども、本年当初、国におかれましては、保険者のインセンティブ交付金、要は努力成果が現れたことに対し、その保険者に対し、国のほうから財政的支援を行うという制度として、令和元年度までは保険者機能推進交付金1本で行われておりましたけれども、本年冒頭で、そのインセンティブ交付金を倍増させるという方針を打ち出されておりました。

それで、今回新たに創設されたのが介護保険保険者努力支援交付金ということであったんですけれども、なかなかその制度の内容といたしましては、これまで保険者機能強化推進交付金で設けられておった項目の評価指標、これが一律的にかなり引き上げられまして、ハードルの高いものに切り替わっております。その影響によりまして、当初、五百数十万円の歳入予定を見込んでおりました保険者機能強化推進交付金につきましては、139万6,000円のマイナスで内定を受けております。

それに対し、介護保険保険者努力支援交付金というものを創設されたことで、今回、美祢市では374万9,000円の交付決定を受けております。

これを保険者機能推進交付金と合わせますと、昨年度——インセンティブ交付金という見方からすれば、昨年よりは、若干増額を見込んでおるところでございます。

この評価指標といたしましては、基本的に介護保険の運営でございますから、要介護認定者数の割合だとか、そういった介護給付費の適正化、そういったところ数十項目に設定されておまして、それについて、それぞれ各市町で評価を行った上で全国的に、全国から何%——上位何%というところの項目もありますので、その

辺のハードルが引き上げられたことで、保険者機能推進交付金につきましては、減額の交付決定を受けておるというところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 災害臨時特例補助金なんですけど、これは各医療保険でと言われましたが、先ほど国保で話がありましたが、国保のほうに言えば、この申請手続は、国保のほうで申請するよということでしょうか。

それと、後期高齢医療保険にも同じことが言えると思いますが、その医療保険のほうで手続ということなんですか。手続については、先ほど国保のほうで説明がありました。あのような形でいいのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたように、まず、どうしても保険料という観点からいけば、まず、医療保険のほうへの窓口で御相談に行かれるケースが多いかと思えます。美祢市の窓口でいえば、まず市民課の国保年金係で、その件に関して相談されることになるだろうと思えます。

その際、介護保険の第1号被保険者としての資格をお持ちであれば、市民課のほうの窓口で、介護保険でもこういう制度を持っておられ——ありますよというふうには、介護保険の窓口のほうに御案内していただくように対応を取っておりますので、介護保険が先か、医療保険が先かは関係なく、そういった市民の方の状況を見て、お互いで案内し合い——案内し合っているというところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 2点ほど、質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、今回の介護保険での電算システム変更委託料ということで、800万円弱計上されてますけれども、先ほどの国民健康保険のほうでは、逆に170万円減額ということだったですね。

このシステムということについて、まず、どのような委託をされてるのかなど。要するに、介護の場合はある事業者、国民健康保険の場合はまた別の事業者にと——いうことなのか。それとも、やっぱりこういう介護というよりも、その

保険については、ある特定の事業者なのか。

そうなってくると、トータルの——こっちが終わればこっちがっていうのであれば、その契約のやり方だって、できるだけ包括的に委託料というか、下げることもできると思うんですけど、そこが、まずこのシステムを外部委託っていうか、委託されるとき、どういうやり方をされてるかっていうのが、まず1点。

これは、ただ単に介護保険だけじゃなくって、総務のほうでもシステムっていうことは……。

冒頭、市長のほうも、とにかくやっぱり今後はデジタルだと、専門の部署も設けておるといような話もされてましたけども、その辺どうなのかなっていうのが1点ですね。

だから、ぐちゃぐちゃ言いましたけど、要は、このシステムの委託っていうのはどういうふうにされてるかというのが1点です。

もう1点は、今回、職員を1人を増やされてますね。正直、ずっと市役所としても職員の数は減らされてきて、なかなか増員っていうのが難しいような状況で、多分一般職であれば、各部署の人事異動で対応されるんじゃないかなと。わざわざ、今回この介護保険に関して職員を1名増やされてるっていうのは、そのなりの専門職ということで採用されたのか。その辺、この1名増えた方のジョブと、あるいは、その全体の人事っていうか——ということがどうなってるのかなと。

これは、むしろ副市長のほうにお聞きするべきことだろうと思いますけど、この2点ほど、ちょっと質問させていただきます。

○委員長（杉山武志君） 今、質問なされましたけど、どちらから……。波佐間副市長。マスク外されて結構ですから。

○副市長（波佐間 敏君） 藤井委員の御質問にお答えします。

電算システムのほうについては、担当のほうからまた補足もあるかもしれませんが、各いろいろな部署の電算システムについて、従来、個々の電算会社のほうと個別に契約してる部分もありますし、そういうのが、ほぼ全課的にそういうふうに、個別個別っていうのが多いんですけど。

先日、新聞紙上にも出てましたけれど、国の方針として、おおむね5年後をめどに、そういう各自治体の電算システム等を統一する——国仕様に統一するという方針が大きく出されております。各自治体と国のシステムの仕様が違うということで、

今年、とりわけコロナに関係した臨時交付金——給付金の国民への給付についても、いろんなトラブルがありましたように、5年後をめどに、国仕様に各自治体のシステムを統一させたいという方針が出ておりました。

それについては、電算会社とのいろんなハードルがあるようにも記述がされておりましたけれど、今後は、そういう方向性に近くなっていくのではないかというふうに考えております。

それから、職員の1名増という御指摘がありましたけれど、これは私の記憶する限り、今回——今年1名増というふうにはなっておりますけれど、数年前に、市役所全体の職員の異動の絡みとかがありまして、やむを得ない事情で職員を減らしたと——減員させたという——介護の担当職員が減ったというような状況がありまして、それを現課の要望も踏まえて元に戻したというような状況で、新たに増加したというような増員ではないというふうなところで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 補足はございませんか。よろしいですか。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 美祢市における電算システムの委託の形としましては、一般的に住民情報系・内部情報系の2本動いておるわけですけど、基本的な部分は総務課のほうで管轄されておると記憶しております。

そこで、その委託——システムの委託業者との各事務分野における、介護保険だったり、国保だったりってところの話が出てくるんですけども、その分野については、それぞれの所管課が契約、その部門に関する契約の対応をしておるといふふうに記憶しております。

それと、2点目の1名増の話なんですけども、この8月の人事異動により1名増と申しあげましたけれども、これにつきましては、その1名については、一般事務の職員でございます。この配属先につきましては、高齢福祉課ではありますけれども、地域包括支援センターのほうに1名、その者を張りつけております。

基本的には、地域包括支援センター、保健師、社会福祉士等の専門職で運営しておりますけれども、なかなか事務的になっていきますか、施策的なところまで、現場に追われて手が届いてないってところがございました。そういったところは酌

んでいただいといますか、他の部署から一般事務職を1名、所長として配置していただくことによって、これ以上に地域包括ケアシステムの構築に向けた取組に注力していこうというような体制をつくっていただいたというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の説明で、まず職員1名の増については、副市長のほうは1名採用というか、古屋課長のほうは1名——この包括支援センターに1名職員が行ったんだけど、それは他の部署から行かれたって言われましたけど。ということは、増えては——実質的に全体では増えてはいないってことですか。ただ、あくまでも予算がその部署単位ですんで、そういう意味で、この一般管理——総務費の1項の1款というか、このところは増えてる。ということは、元のところは減ってるという理解でよろしいんですね。まず、これが1点。

もう1つは、そのシステムについては、確かに総務のほうでトータルというか、市としての契約とかされるんでしょうけども、率直にお聞きして、この介護のほうの委託先と、先ほどの国民健康保険のほうの委託先っていうのは一緒ですか、違うんですか。もし、一緒だったら、ある意味トタルのその費用ということで、こっちが増えてもこっちが減ってもっていうか、あるいは年間契約か何かの範囲でいけると思うんで、一々予算をこうこうとやらなくてもいいのかなと思うんですけど、そこはどうなってますか。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の職員の異動の流れですけれども、このたびの1名増、その元は一般会計側におった職員ですので、一般会計の補正予算の中に、このたびの異動に伴う職員給与費の反映というのは溶け込んでおるといふふうに思います。

それと、2点目のシステムの委託先ですけれども、基本的に、先ほど国保特会の話でもありましたけれども、国保におきましても、介護保険におきましても、その委託先は同一の事業者というふうになります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第101号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 議案第102号令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ176万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億212万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出について御説明いたします。

10、11ページを御覧ください。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄001一般管理経費において、電算システム改修委託料を110万円追加するものでございます。

これは、先ほど国保税条例のほうでもありましたが、平成30年度税制改正に伴う後期高齢者医療制度における保険料軽減判定基準額の見直しと、システム改修事業に係る経費を追加するものでございます。

なお、特定財源につきましては、国庫支出金22万円の追加となっております。

続きまして、4款・1項・1目ともに予備費において66万6,000円を追加するものでございます。

これは、さきの9月定例議会において認定をいただきました、令和元年度決算額の確定による前年度繰越金について、全額を充当するものであります。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

8ページ、9ページにお戻りください。

3 款繰入金・1 項一般会計繰入金・1 目、説明欄ともに事務費繰入金を88万円追加するものでございます。

これは、歳出において御説明いたしました電算システム改修経費に係る国庫補助の不足分を補うものであり、一般会計の後期高齢者医療事業特別会計繰出金に対応するものでございます。

続きまして、4 款・1 項・1 目ともに繰越金、説明欄、前年度繰越金を66万6,000円追加するものでございます。

これは、先の9月定例議会において認定をいただきました令和元年度決算額の確定により、前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより、議案第102号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第139号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） それでは、議案第139号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定について御説明します。

議案は139ページ、1枚めくっていただき、2ページ目から指定管理者となる団体の概要及び指定管理者候補者の選定経緯として、資料をお示ししております。

この施設につきましては、現在、鳳鳴やまさと会を指定管理者として指定しておりますが、令和3年3月31日をもって指定期間が満了となります。

この施設につきましては、平成24年3月に廃校となりました鳳鳴小学校を、地域

コミュニティ活動を促進するとともに、地域の文化、教育及び芸術の振興を図り、もって市の活性化に寄与することを目的といたしまして、平成27年4月に美祢市鳳鳴地域交流センターとして供用を開始した施設でございます。

平成24年度に地域住民により立ち上げられ、地域活動を行ってこられた鳳鳴やまさと会に平成30年度から指定管理者として指定し、現在に至っているところであります。

以上のことから、当施設の管理を目的に設置された団体であること、また供用開始当初から培われた管理運営のノウハウがあることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、非公募の選定方法により、3ページのとおり、選定審査会の選定結果を踏まえ、鳳鳴やまさと会を指定管理者候補として選定したところでございます。

なお、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

鳳鳴地域交流センターについては、9月議会で使用料が下げられた記憶があるんですけど、この指定管理料についてはどうなってるんでしょうか。

今までは、利用された利用料も収入とあったと思うんですけど、その分下げられたので、その分はカバーされたような指定管理料になってるかと。ちょっとこの資料では、3年度収入しか出てませんので分からないんですけど、どうなってるんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

指定管理料につきましては、先ほどの使用料を除いた金額の指定管理料を計算をして算出しておりますので、指定期間——使用料の金額の増減にかかわらず、指定管理料は変わらないということになりますので、説明といたします。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 前回の指定管理料等は、今分かりますですか。

ここで、11時50分まで、ちょっと休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時50分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） 先ほどの三好委員の御質問に対して、私のちょっと回答が誤りがございましたので、訂正させていただこうと思います。

先ほどの165万9,000円につきましては、施設の総額支出合計167万5,000円のうちから、施設に入る収入1万6,000円を除いた金額165万9,000円を施設の団体の指定管理料としてお支払いするというような形になりますので、使用料の増減によって指定管理料も増減するというような形になりますので、訂正して報告いたします。

失礼いたします。以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明では、使用料によって増減するという事なんですが、使用料——使用数でしたかね、使用数によって違うということは、利用料によって違うということは、少ないと、この指定管理者も上がってくるということなんでしょうか。

この計画の中には、5年間の指定管理料を5年——5年で割ったと思うんですけど、この数字が違っているんで——金額が違ってますけど、その利用を見込んで変え——見込んでの数字なのか。

私が一番引かかるのは、9月議会のときに利用料下げられたんで、ちょっとそこそこ、皆さんが利用しやすいように下げられたのかなと思ったんですが、この指定管理料に影響すると私は思ってたんですけど、それが今回影響してるんじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

このたびの管理料の積算につきましては、収入につきましては一律1万6,000円を見込んでいるという形です。

それから、それ以外に金額が上がっているのは、施設の管理料の中に少し増額があったということで、金額が変わっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 指定管理料について、三好委員に付け加える形で質問させていただきます。

要は、指定管理料っていうのをどういうふうに計算されてるかということなんですよね。

ここの収支計画の中にありますけれども、これの考え方っていうのは、先ほどからお聞きしますと、どうも、まず支出が決まっって、それから利用料とか何とかっていうのを除いて、残りを——要するに収支と——収入と支出を一緒にせんといかん。したがって、支出か収入の中には、指定管理料とその利用料が入って、それと何か1万6,000円の何か管理料とか何かがあると言われましたけれども、要は指定管理料イコール総支出マイナス利用料マイナスその管理料と、その差額で指定管理料にすると、こういうふうな取決めをされてるのかどうなのかということですね。まず、そこはどうなんですか。

要は、指定管理料はどういうふうに決まるんだということなんです。

○委員長（杉山武志君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

今、藤井委員がおっしゃられたとおり、施設の管理に関する支出合計から施設に入ってくる収入を引いた金額を指定管理料として計算しております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） そうしますと、支出はどうやって決まるんだという問題になりますよね。

例えば、利用者が増えれば、それだけ支出も増えるんだということなのかというか。

いずれにしろ、指定管理をする場合に、まず、どういう対象を選ぶかっていうことで、今回の場合には、何ていうか、一般公募みたいなじゃなくって、もう指定す

るというふうな。これはもう、そういうやり方もあるんで、それはそれでいいと思います。

要は、じゃあ指定管理っていうことになったら、じゃあ指定管理料を何ぼにするっていうか、これが物すごい大きなポイントになりますよね。それをどういうふうにするか決めていくところが、まさに一番の肝でして、今の話だと、指定管理料というのは、支出が——要するに、支出分を何とか利用料、あるいは管理料だけで賄えない、その分は指定管理ということでやりましょうという考えです。これも1つの考えだと思うんですけど、そうすると、支出が一体どうなるんだっていう、ここがはっきりしなかったら、指定管理料も出せないですよ。で、ここに書いてある、この支出ってというのは何らかの根拠をもって、この金額を算出されてると思うんですけども、そこは本当にきちんとした管理があるかどうかってことです。

それと、もう1つの考えは、やっぱり、あらかじめ指定管理ってというのは幾らだっというふうに、まずあって、そこから、例えば支出とかは努力でやってくださいよ、赤が出ないようにっていうのもやり方だと思うんですけど、普通はそういうふうに、まず指定管理があって、その範囲でっていうことで頑張るっていうのが指定管理料の決め方だろうとも思うんですが、そうではないという、この考え方っていうのが、なぜなんかなっていうところを、この2点ですね、ちょっと改めて確認させていただきたいと思います。

○委員長（杉山武志君） 申し訳ありません。ここで、一旦休憩を挟ませていただきたいと思います。続きましては、13時から開催いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前11時58分休憩

午後0時57分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

教育委員会からの答弁はよろしいでしょうか。斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） 先ほどの藤井委員の御質問にお答えいたします。

まず、支出について説明をさせていただきます。

支出の内訳は、主に指定管理される方の人件費、施設に係る光熱費や通信費など

です。

続いて、収入について説明をさせていただきます。

収入の主なものは、施設利用収入です。支出総額に対して、収入額は少額であるということになります。

その支出合計から収入合計を減じた金額を指定管理料として算出しております。

続きまして、5年間の変化について説明をさせていただきます。

支出については、先ほどの人件費について賃金の上昇を見込み、その金額を追加しております。

収入につきましましては、今、資料でお示ししている人数につきましましては、指定管理期間の利用者の見込みの数となっております。

利用促進により利用者が増加すると、施設管理費も上昇するため、利用者の上昇以上に経費がかかります。そのため、収入の金額を算定する上で、上昇を抑えて算出をしているということです。

続きまして、2点目につきましましては、非公募についてということですので、これにつきましましては、美祢市指定管理者制度に関する指針中、公の施設の設置の目的、性格、規模等により公募に適さない場合その他公募を行わないことについての合理的な理由がある場合、集会所などの地域密着型施設で、自治会や地元住民で組織する団体が指定管理者になっている施設については、非公募の選定をすることができるとされておりますので、この団体を指定管理者として指定しているということです。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより、議案第139号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第140号美祢市都市公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） 議案第140号美祢市都市公園の指定管理者の指定について御説明します。

議案書の第140号1ページをお開きください。

都市公園、秋吉台国際芸術村につきましては、現在、公益財団法人山口きらめき財団を指定管理者として指定しておりますが、令和3年3月31日をもって指定期間が満了となります。

この施設は、山口県が設置する文化施設、秋吉台国際芸術村との一体施設であることから、山口県が選定した指定管理者候補者を指定することが効果的かつ効率的であるため、公益財団法人山口きらめき財団を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定の期間は、山口県の文化施設、秋吉台国際芸術村と同じ令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

これは令和3年から5年間の指定管理ということになっております。これはもう5年間は維持されるという、こういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

山口県のほうから、5年間で指定管理者として指定するというふうに、こちらのほうで伺っておりますので、5年間は秋吉台国際芸術村として運営されるというふうに認識しておるところです。

以上で終わります。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） もう1点、お伺いいたします。

これは、公募というふうになってあります。これは、公募というのはあれですか、こちら——市で公募をされたわけですか、それとも県ですか。その辺がちょっと分からなくてお聞きします。

それと、もし公募で、ほかに応募者があったら教えていただきたいと思います。

○委員長（杉山武志君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

最初の公募につきまして——すみません。ちょっと1件目を、もう一度すみません、お願いいたします。

失礼しました、言い直します。

市がこの指定管理の公募をしているのかどうかというお話ですが、このことにつきましては、県のほうがまず指定管理の公募を行いまして、それに対して、指定をされた後にこちらのほうに推薦書が届きまして、この方を推薦をしてくださいということで推薦文を上げているというような形で指定をしているという形です。

それと、2点目につきましては、公募でほかに業者がおられたかどうかということですが、山口県のほうに確認しましたところ、1者のみであったというふうに聞いております。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） ここで、暫時休憩いたします。

午後1時05分休憩

午後1時07分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。末岡教育次長。

○教育次長（末岡竜夫君） 少し補足、訂正をさせていただきたいと思います。

議案の2ページの資料のほうでございしますが、公募って書いておりますが、正式には、公募によらない、非公募でございします。謹んでおわび申し上げます。

秋吉台国際芸術村につきましては、県が所有している芸術村本体、それから、市が所有する、その周りの都市公園という形になっております。

市は、県に対して、県が公募を行った者を推薦していただけませんかという投げかけをいたします。それに従って、県は、秋吉台国際芸術村本体の指定管理者を決定いたします。このたび決定されたのが、ここに挙げております、きらめき財団様でございます。

この、きらめき財団様に決まりましたという県からの報告を受けて、公募によらずに、市はこのきらめき財団を秋吉台国際芸術村——市が所有しております都市公園部分の指定管理者として指定するというものでございます。

したがいまして、冒頭で申し上げましたが、この資料でちょっと間違いがございました。謹んでおわび申し上げます。公募によらないということでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の末岡次長の説明で、ようやく分かりました。

というのが、芸術村っていうのは、県の所有だっていう認識なんです。県の所有に対して、何で市が指定管理っていうか、やるんだって素朴に思ってたんですよ。今の話だと、芸術村は県だけでも、その芸術村を取り巻くそこが都市公園ということで、それは市が管理してるんだというお話だったですね。

そして、この指定管理っていうのは、あくまでも市が指定管理するんだから、その対象としては、この都市公園——芸術村を囲むような都市公園の管理をここにしてもらってる。その管理費用が収支計画というか、先ほどのあれだと、収入の中に指定管理料が含まれるんですけども、2,700万円ぐらいだという、こういう理解でよろしいですよ。

そうなったときに、一番最初、秋枝委員のほうから説明が——じゃなくて質問があったんですけども、5年は一応、もう県のほうも——要は、芸術村の管理についてはやるというふうなことになって、別に何か市のほうに、あの建物そのものを引き取って運用せんかとかいうような話はないですっていうか、なくなってるでしょうというふうな、こういうことで、あるいはそういう認識で、今、市のほうとしてはいらっしゃるということよろしいんですか。

というのが、前からこの芸術村については、非常にもう県としては、もう手放したいという話がありましたよね。コロナとかで、最近はあるまりそういうのが出てきてませんけども。

少なくとも、存続っていうことは、一応今のところ考えておって、一応本体のほうの管理っていうか——は、県がちゃんとやりますと。ただ、周りの公園だけは、従来から同じように市がやってくださいと、こういう認識ということでよろしいですかね、というのをちょっと質問です。

○委員長（杉山武志君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

昨年来、この秋吉台芸術村を含めて、美祢市の3つの施設について、県の行政改革という意味合いで、施設の市に対する移譲とか、その取扱いについて投げかけがありました。

藤井委員、ただ今言われましたように、県において、このコロナの状況に鑑みて、現在、この行政改革を——この施設に関する改革の流れを一旦凍結ということ意思表示をされておられますし、じかに県のほうから来庁されまして、報告を受けております。

したがいまして、今後、県のほうで凍結という考えを——社会情勢を鑑みてこの凍結を解除されて、行政改革をまた再び再考されるようになる場合もあるとは思いますが、当該施設に関する指定管理、この5年間の指定管理というのは確定しているというふうに認識をしております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） すみません、1点だけ。

私が、最初にこういうことですねって言った、ここでいう市の指定管理っていうのは、くどいですがけれども、芸術村本体を取り巻く都市公園ですか。その管理だということ、この認識でよろしいですね。

○委員長（杉山武志君） 齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

国際芸術村につきましては、美祢都市公園——美祢市の都市公園の中にある国際芸術村として、その都市公園部分の指定管理を美祢市が引き受けるというふうに認識をしております。

以上で説明を終わります。（「本体は入ってないですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（杉山武志君） 入ってないです。公園のみです。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第140号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました29件につきましての審査を終了いたしました。

次に、その他の項目になりますが、執行部から1件説明がございます。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） それでは、天井山風力発電事業、これは仮称でございますけれども、この事業の環境影響評価手続について御説明をいたします。

9月の定例市議会の予算決算委員会において御説明をしておりますが、改めて簡単に、発電所に係る環境影響評価の手続の流れを御説明したいと思います。

お示ししております手続フロー図は、経済産業省のホームページに掲載されているものですが、このフロー図に基づき御説明をいたします。

まず、事業者が計画段階環境配慮書を作成し、それを経済産業大臣と都道府県知事宛てに送付します。

経済産業大臣においては、配慮書に関し、環境大臣の環境保全に関する意見を勘案し、事業者に意見を述べることとなります。

また、都道府県知事においては、関係市町村長へ環境保全の見地からの意見照会を行った上で、事業者に対し書面により意見を述べることとなります。

一方、住民は、配慮書の公告縦覧が行われますので、配慮書を基に意見を提出することができます。

配慮書の段階では、住民、経済産業大臣、都道府県知事から事業者へ、それぞれ意見の送付がありますので、それらの意見の概要とそれに対する見解等を含め、事業者は次の段階の方法書を作成することとなります。

方法書が作成された後は、配慮書と同様に公告縦覧、住民説明会などが行われますが、方法書以降の住民説明会は必ず行わなければならないと、法に規定が定められております。

住民への意見募集の後、事業者は提出された意見を取りまとめ、その概要を市町村長及び都道府県知事へ送付し、また経済産業大臣へは、住民意見に対する事業者の見解を記載して届け出ることとなります。

したがって、方法書以降の段階では、住民からの意見を配慮した上で、市町村長意見、都道府県知事意見、経済産業大臣勧告がなされる流れとなっております。

なお、知事意見、大臣勧告を行う際には、それぞれ動植物などの生態系や地質学、景観など、多様な分野の専門家で組織される審査会の助言を受けた上で行われますので、環境保全に関し専門的な意見が出されることとなっております。

方法書の次は、環境影響評価準備書、そして、環境影響評価書の手続へと進み、最終的には経済産業大臣の工事計画の認可を得て、事業が実施される流れとなっております。

それでは、今回の天井山風力発電事業（仮称）の環境影響評価手続ではありますが、順を追って御説明します。

まず初めに、令和2年8月31日に、計画段階環境配慮書が事業者から送付されております。公告縦覧は、同年9月1日から10月1日までの間、長門市では、山口県長門健康福祉センター、長門市役所のほか2か所、美祢市においては、保健センター2階の生活環境課、嘉万出張所の2か所、合計6か所で行われました。

住民意見の募集も同期間に行われましたが、事業者に確認をしたところ、12人から意見の提出があったとのことでした。

一方、山口県知事から配慮書に対する意見照会に対しましては、10月2日に本市は市長意見を提出しております。

ただいま送付いたしましたのが、市長意見でございます。

提出した意見の概要といたしましては、事業者は関係団体へも広く意見照会を行うことや住民説明会を開催するなど、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、関係

者の十分な理解を得るようにすること。また、騒音、振動等や景観への配慮、自然災害への対応や水質及び生物への影響、化石、文化財等についても配慮するように求めたところであります。

その後、山口県においては、10月12日に開催された環境影響評価技術審査会において、県知事意見の答申案が審議されております。

審査会では、自然災害に備えた安全対策や地下水系に与える影響、また花尾山への影響、事業実施想定区域が日本ジオパークに認定されていることなどについても議論がされております。

ただいま送付したものが知事意見になりますけれども、最終的には、知事意見は審査会の答申を基に、また、美祢市長の提出意見の内容が尊重された形で作成をされており、10月29日に事業者へ通知がされております。

概要といたしましては、選定された計画段階配慮事項はもとより、審査会で審議された個別の事項においても、方法書以降の図書において、検討経緯と結果を適切に記載するように意見がされております。

そして、ただいま通知をいたしました、11月13日には、環境大臣から経済産業大臣に意見書が提出されております。

そして、その次、ただいま送付しておりますけれども、11月18日に経済産業大臣が事業者宛てに意見書を送付しております。

これで、計画段階環境配慮書の手続は終了となり、次の環境影響評価方法書の手続へと進んでまいります。

それでは、資料はちょっとフロー図に戻ります。

現在、事業者は環境影響評価方法書の作成に取りかかっており、令和3年1月26日から2月25日まで公告縦覧を行いたいとの連絡を受けております。

本市といたしましては、縦覧については、市役所本庁、保健センター、嘉万出張所、別府出張所の4か所で行うよう要請をしており、市民への周知の必要があることから、広報1月号への掲載など準備を進めております。

また、説明会の開催は、市民会館、秋吉公民館、嘉万公民館——現在、嘉万公民館の一部施設が使用できないということでもありますので、もし、大きな部屋が使用できない場合は、秋芳桂花小学校で行うように依頼をしています。それと、別府公民館、秋芳八代ぬくもりの里交流センター、この5か所で開催をするように事業者

に要請をしており、日程等の詳細が決定いたしましたら、こちらは2月号の広報での周知を計画しているところでございます。

以上で、天井山風力発電事業（仮称）の環境影響評価手続に関する説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） ただいまのことにつきまして、御質問等ございましたら。

事業主がいらっしゃいませんので、詳細についてはお答えできないかもしれませんが、何か今、執行部が発言されたことについて御質問はありませんでしょうか。田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君） 先ほど、古屋課長から、住民の方から12人ほど意見書が上げられたというお話がありましたけど、その具体的な——どんな意見が上がってきたかっていうのは、事業者のほうから何か聞いておられますでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの田原副委員長の御質問にお答えをいたします。

12人から意見が出ているということは確認をしておりますけれど、いずれにしても方法書のほうで——次の段階の方法書のほうで、この住民意見の概要というのが明らかになりますので、それを待つて確認したいと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君） 概要とおっしゃられましたけど、12人の方それぞれに、例えば、事業者のほうから直接に返答というものはあるもんですかね。もし、御存じでしたら教えてください。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの御質問ですけれど、個別に御回答はないものと思っております。

また、方法書のほうに、その意見の概要とそれに対する事業者の見解というのが記載されますので、それが回答になるかと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか、御質問はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 美祢市が世界ジオパークを目指していくということで。

ちょうど長者ヶ森の駐車場がありますよね。あのへりに北山というのがあって、歩道がドーンと整備されて——しておられます。あそこを登っていきますと、もし風車が建ったら、あそこ、ばっちり真正面に見えると思うんですよね。その辺で私、景観が非常によくないなというふうに思います。

それと、これは話には出てないんですけど、恐らく相当な道路をつけられると思います、山の上へですね。上りからずっと、恐らく10キロ以上の道路になると思うんですけど。その場合、例えば土砂が、必ず土砂が崩れると思います。そのときは誰がするのかなという、こういうことですね。

まず最初に市に苦情が来て、市が大騒動せんにゃいけんという、こういう状況も来ると思っております。その辺の話が全然出てないですね。

ただ、環境影響評価ですか、この話の中には、これは入っておりません。

もう1つ、私、風車が回ったら、恐らく低周波音が発生すると思います。下関市の海上に造るというのも、海上でさえあれだけの批判っていうか、拒否反応があるということで。ましてや家の裏山に建てられて、風向きによっては、低周波音がもう、ぶんぶん来るような感じがするんですよね。そういうことも、やはり配慮してあげなきゃいかんというふうに私は思っております。

皆さんどう思われますか。ちょっと分かりませんが。

○委員長（杉山武志君） ただいまの道路の管理の関係とかについては、関係部署との協議等進んでおるわけですかね。今、そういう御質問だったと思うんですが。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの秋枝委員の御質問ですけれど、工事の実施に関しては、方法書以降の段階で明らかにするというのが環境影響評価の手続にはなっておりますので、それ以降の手続の中で、また明らかになっていくものと思われま。

現時点では、こういうふうになるということはお答えはできないと思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） その段階になったら、やはりきちんと整理せんと、これ膨大な、本当大事な問題だと思いますんで、よろしく願いいたします。

○委員長（杉山武志君） そのほかございませんでしょうか。

ただいま上げております風力発電に関する件につきましては、当委員会が調査・報告をするというふうになっております——報告はないんですけど、調査をするようになっております。

この調査についても、休会中も引き続き実施し、業者等の活動状況と、また執行部からの報告等、変化が起きれば委員会等を開催することについて、委員長に一任いただくように合意を取ってみてはいかがかと思いますが、いかがなものでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。じゃあ委員長に一任いただくということにしておきます。

そのほか、委員の皆様から何かございましたら、発言をお願いいたします。三好委員。

○委員（三好睦子君） 3点あるんですけど、まず1点目なんですけど、公営住宅の保証人——連帯保証人に関して、公営住宅の入居を妨げ——高齢者、身寄りのない高齢者の方たちの公営住宅入居を妨げる連帯保証人規定ってというのがありまして、これは国が削除しているようですが、国交省の調査では、自治体が2割——これを削除——保証人を不要としているのは2割以下ということなんで——昨年の12月時点ですが——ということなんですけど。

保証人が責任を負うということの上限が明記された、義務化されたので、保証人になる人がいないということなんですけど、そうすると、高齢化が進んだ美祢市でも行き場を失うという方が増えると思うんですけど、どのようにお考えなのか——と思うんです。

それで、私は思うんですけど、住宅使用——これに、美祢市は2人保証人を求められていますが、1人にするとかいう——まず、どのようにお考えなのかお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 三好委員の御質問にお答えをいたします。

委員言われましたとおり、契約上で保証人になられる方、今までは、その債務を補うということになっておったと思いますが、限度額を定めない契約は、契約が無効になるというふうになっておりますので、これに、国の考え方に準じまして、市

営住宅の保証人に、万が一、その債務を保証していただくということにつきましては、6か月間の家賃ということに——すみません、3月だったと思いますが、条例改正及び規則の中で、6か月間の家賃という形での改正を行っております。

また、委員言われましたとおり、市営住宅というものは、やはり、より入りやすい環境を整えるということもございますので、併せまして、保証人の方の収入等の要件、こういったようなところも削除したということがございます。

御質問の——今、原則的には連帯保証人という形で2名の保証人の方というのは変わっておりませんが、この中で、やっぱり災害であったりとか、ここでは予期せぬいろんな諸事情等もあったり、社会情勢の変化というところもございますので、そこにつきましては、しっかりと御相談をいただきながら、ケースバイケースという形になろうかと思えます。

ここにつきましては、しっかりとお話を聞いた上で、どうしても連帯保証人、お2人の保証人が頼めないというふうな方々につきましては、諸事情をしっかりと考慮した上で、最終的には1名であったりとか、そういうところの考慮ということがしっかりとしておる状況でありますし、そこにつきましては、最終的な市長の決裁の上で決定しているというのが状況でございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 分かりました。

私もこの前、保証人のことで——自分じゃないですよ。お2人だったので、どうしても1人はあったけど、2人目がいないって困っておられたので思ったんですけども、そういう今御回答でしたので安心しました。

それと、今コロナ感染症の中で、大人も子どももですが、引きこもりや自殺とかが全国的にも報道されています。

美祿市ではそういうことはないかも分かりませんが、予備軍をつくらないためにも、アンテナを張って情報収集などをして、寄り添った対応で未然に防ぐことが大切かと思いますが、その体制はできているのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） これは、高齢者に限らずっていうことですね。市民福祉部のほうでいいですかね。杉原市民福祉部長。

○市民福祉部長（杉原功一君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

全般的なことをございます、ゲートキーパーといひまして、自殺等を防止するための、そういう相談を受ける方たちを増やしていこうというやうな動きもございまして、自殺という全体的な流れというか、そういうものの中での対応はしているところをございます

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 寄り添った対応をよろしくお願ひします。

それと、コロナ感染症に関してですが、トイレの改修も大事と思ひます。

先般の補正でもありましたが、トイレの洋式化がありました、小学校、中学校、高校も含めてどのぐらい——学校のトイレの洋式化はどのぐらい進んでいるのでしょうか。

私の持ち得た資料では34%とありましたが、まだ——どうなのでしょう。進んでいないということなのでしょう、お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 小学校、中学校——小中学校ですか。河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） ただいまの御質問ですが、今突然言われましたので、細かい数字は当然手元に持ち合わせておりません。また、個別に御回答させていただければと思ひます。

改修につきましては、必要に応じて、適宜対応させていただいているところをございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後1時39分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月4日

教育民生委員長